○法務省令第十三号

法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）第六十二条第二項の規定に基づき、矯正管区組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

法務大臣　鈴木　馨祐

矯正管区組織規則の一部を改正する省令

矯正管区組織規則（平成二十五年法務省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（首席管区監査官、管区監査官及び施設運営評価分析官） **第一条**　矯正管区に、それぞれ首席管区監査官一人、管区監査官一人（関東矯正管区、中部矯正管区及び近畿矯正管区にあっては、二人）及び施設運営評価分析官一人を置く。 ［２～４　略］ （総務企画部の所掌事務） **第二条**　総務企画部は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～十　略］ （成人矯正部の所掌事務） **第三条**　成人矯正部は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～八　略］ （少年矯正部の所掌事務） **第四条**　少年矯正部は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～六　略］ （部次長） **第四条の二**　関東矯正管区及び近畿矯正管区の総務企画部に、それぞれ次長一人を置く。 ２　［略］ （総務企画部に置く課等） **第五条**　総務企画部に、次に掲げる課を置く。 総務課 職員課 更生支援企画課 矯正医事課 ２　前項に掲げる課のほか、総務企画部に、それぞれ管区調査官一人を置く。 （管区調査官の職務） **第八条**　管区調査官は、命を受けて、総務企画部の所掌事務のうち特定事項に係るものを調査し、企画する事務をつかさどる。 （成人矯正部に置く課等） **第九条**　成人矯正部に、次に掲げる課を置く。 成人矯正第一課 成人矯正第二課 成人矯正第三課（関東矯正管区及び近畿矯正管区に限る。） ２　前項に掲げる課のほか、成人矯正部に、それぞれ成人矯正調整官一人を置く。 （成人矯正第一課の所掌事務） **第十条**　成人矯正第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一・二　略］	（首席管区監査官、管区監査官及び施設運営評価分析官） **第一条**　矯正管区に、それぞれ首席管区監査官一人、管区監査官一人（東京矯正管区、名古屋矯正管区及び大阪矯正管区にあっては、二人）及び施設運営評価分析官一人を置く。 ［２～４　同上］ （第一部の所掌事務） **第二条**　第一部は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～十　同上］ （第二部の所掌事務） **第三条**　第二部は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～八　同上］ （第三部の所掌事務） **第四条**　第三部は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～六　同上］ （部次長） **第四条の二**　東京矯正管区及び大阪矯正管区の第一部に、それぞれ次長一人を置く。 ２　［同上］ （第一部に置く課等） **第五条**　第一部に、次に掲げる課を置く。 総務課 職員課 更生支援企画課 矯正医事課 ２　前項に掲げる課のほか、第一部に、それぞれ管区調査官一人を置く。 （管区調査官の職務） **第八条**　管区調査官は、命を受けて、第一部の所掌事務のうち特定事項に係るものを調査し、企画する事務をつかさどる。 （第二部に置く課等） **第九条**　第二部に、次に掲げる課を置く。 成人矯正第一課 成人矯正第二課 成人矯正第三課（東京矯正管区及び大阪矯正管区に限る。） ２　前項に掲げる課のほか、第二部に、それぞれ成人矯正調整官一人を置く。 （成人矯正第一課の所掌事務） **第十条**　成人矯正第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一・二　同上］